

## 理事職務内規

2011年5月19日制定

2012年6月6日改定

### (目的)

第1条 この内規は公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第28条、第29条に基づき理事の職務に関し必要な事項を定める。

第2条 理事は、全国区理事13名と支部代表理事7名とする。

2 前項の理事は、理事会における発言および議決において平等に取り扱われる。

### (職務)

第3条 理事の職務は次のとおり定める。

1) 理事は、常置委員会の委員長、特別委員会委員長または常置委員会副委員長となる。ただし、理事長となったものを除く。

2) 支部代表理事は、支部長となる。

2 理事は、本条第1項第1号の職務を通じ、この法人の全体の活動を運営する。

3 支部代表理事は、支部運営委員と協力し、当該支部を管理・運営し、この法人の理事会に該支部の活動を報告する。

### (内規の変更)

第4条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。

### 附 則

1. この内規は2011年5月19日から施行する。